

守山市学校給食物資納入に関する規程

1 学校給食物資納入業者入札指名基準

(1) 立地条件および営業状況

- ア 相当の資本をもち、相当額の販売をあげている業者
- イ 相当数の従業員および固定営業施設を有し、電話施設を有する業者
- ウ 迅速に納入し得る地域内に営業所を有し、食料品の製造、加工または販売を行っている業者
- エ 製造、加工および販売能力において、1日9,500食以上の使用量を充たしうる業者
- オ 指示する期日、時刻に指定場所へ迅速に納入し、かつ緊急需要に即応し得る機動設備および能力を有する業者。

(2) 現品の納入について、次の事項を厳守する業者

- ア 「守山市学校給食物資規格」(別冊)を守り、規格に記載した品を納品すること。
- イ 物資の納入は、必ず指定した日時を守ること。検収時間に間に合わないことが生じた場合必ず守山市に連絡を取ること。
また、物資納入業者は各校給食従事者の立会いの下で検収を受けること。
- ウ 物資の納品に当たっては、必要事項を記入した納品書を添付すること。
- エ 不適格品の場合には、速やかに返品・交換を行うこと。不適格品納入の場合、製造上の問題や改善点等を明記し、文書にて提出すること。守山市に著しく損害を与える、または学校給食に支障が生じた場合は、これに対する補償措置を講じること。
不適格品納入が度重なる場合には、警告書を通達する。警告書が度重なる場合には、物資納入の一時停止または登録契約の取消しを行う。

(3) 信用状況

- ア 経営状況が良好で、確実な取引先を有し、学校給食に対して特に理解がある業者
- イ 食品に関する法律および諸規定が厳守されている業者

(4) 衛生状況

製造、加工および販売に係る工場、倉庫および店舗の施設設備等が食品衛生関係法令に規定する規準以上に整備され、食品に対する衛生管理が行き届き、従業員に対し健康管理が充分に行われている業者

(5) 特例

- ア 食肉関係については、食肉専門店または食肉販売に適した施設を有し、かつ、学校給食の緊急需要に応じられる業者とする。食肉専用車またはそれに準ずる車両で配送する。
- イ 食肉のうち、牛および豚の生肉については、市内業者とする。
- ウ 野菜については、地場産野菜を優先とする。

2 業者選定の手続き

(1) 選定は、守山市で行う。

- (2) 選定方法は、書類審査、実地調査で行う。ただし、実地調査の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

3 登録

- (1) 登録時および指示した場合に食品取扱者の1か月以内の検便結果の写しを提出すること。
- (2) 登録時に製造・加工業者は保健所の食品衛生監視票の写しを提出すること。
- (3) 登録の有効期間は、登録された日の直後に到来する4月1日から1年とする。
- (4) 登録業者であって、守山市に損害をあたえ、また、著しく学校給食の運営に支障を生じさせた場合、守山市は物資納入の一時停止もしくは登録契約を取り消しすることができる。